

令和 6 年 6 月 3 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01409

研究課題名（和文）非婚の複合家族における子の養育の権利義務 フランスにおける議論を参照して

研究課題名（英文）Child Custody in Nonmarried Stepfamilies - with Reference to the Debate in France

研究代表者

白須 真理子 (Shirasu, Mariko)

関西大学・法学部・准教授

研究者番号：50609443

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：非婚の複合家族にみられるように、「親子らしい」関係に対する法的な権利義務関係について、フランス法におけるparentalite（最後のeには、アクセントが付き。）概念を分析することにより検討した。この概念は、直接には法律上の概念ではなく、多義的であるが、本研究では、特に、民法上の概念とどのように異なるのかという観点から分析をおこなった。民法上の親権とは区別する形で、親としての職能・役割や、事実的な関係に着目する点に特徴がみられた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来、parentalite概念を総合的に分析した研究はみられない。本研究の第一の意義は、多義的なこの概念の一端を明らかにした点に認められる。また、従来の複合家族に関する研究は、離婚後の再婚家庭のように、主として、婚姻によって規律される関係を想定した研究であった。本研究は、非婚の複合家族に着目する点に新規性があり、ここに第二の意義が認められる。このことは、学術的な意義にとどまらず、カップルや家族の価値観、家庭の多様化が認められる現代において、社会的な意義を有するものといえる。

研究成果の概要（英文）：The study examined the legal rights and obligations of "parent-child-like" relationships, as in the case of nonmarried stepfamilies, by analyzing the concept of parentalite (with an acute accent after the final e) in French law. Although this concept is not directly a legal concept and is polysemic, this study analyzed it from the perspective of how it differs from the civil law concept, in particular. It was characterized by its focus on the function and role of the parent and the factual relations surrounding the child, as distinguished from the civil law parental authority (or custody).

研究分野：民法

キーワード：複合家族 非婚カップル 親権 社会的親子 子の利益 フランス法

## 1. 研究開始当初の背景

婚姻数が減少する一方で、全婚姻に占める再婚の割合は増加傾向にある。他方、親権を行わなければならない子をもつ夫妻の約6割が離婚しており、離婚した者が未成年子を連れ立って再婚しないし新たな非婚カップル関係に入っている可能性は十分に考えられる。

日本での一般的な理解によれば、非婚の複合家族においては、カップルの一方(「A」)の連れ子(「X」)に対して、他方(「B」)は何ら法的な権利義務を持たない(養子縁組がなされる場合は措く)。確かに、カップルが婚姻する場合と異なり、Bは、Xの養育責任を引き受ける意思はないとみることができる。しかし、あえて婚姻を選ばなかったカップル(または婚姻を選ぶことのできない同性カップル)が常にXの養育も拒否しているとはいえない( )。また、實際上、BはXの成長過程で多くの時間を共にすることになるのであり、その意味で、BとXは事実上の「親子らしい」関係を築く余地がある( )。本研究の主たる問題関心は、こうした「親子らしい」関係には、どのような法的な権利義務が与えられうるか、という点にあった。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、第一に、「親子らしい」関係のあり方を法的に問うことにある。このことは、同時に、婚姻関係や親子関係を相対化させることの要否と根拠を問うことをも意味する。なぜなら、非婚の複合家族においてBが有する権利義務を検証することは、非婚関係であるにもかかわらず、婚姻関係の効果の一部を享受させ、あるいは義務づける可能性を含むからである。また、親子関係の効果についても同様に、その一部の享受ないし義務づける余地もあるからである。婚姻や親子関係は、婚姻費用分担義務の発生や嫡出推定制度等に代表されるように、その効果がパッケージ化されている点に特徴があり、またその点に制度の意義があるともいえる。本研究は、非婚の複合家族を通じて、その効果の相対化を研究するものである。

本研究の第二の目的は、フランス法における *parentalité* 概念の一端を明らかにすることである。従来、*parentalité* 概念に関する総合的な研究はなされていない。したがって、この概念が民法上の概念とどのように異なるのかを明らかにすることで、相対的に、民法上の概念の意義や機能を検証することにつながる。この概念は、「親子同様の」関係を含むと理解されている概念であるから、その意味で、本研究の第一の目的と連続性を有する。

## 3. 研究の方法

「親子同様の」関係を含むと理解される *parentalité* 概念の分析によって、「親子らしい」関係の法的位置づけを検証した。主にフランス法の立法・学説・判例で用いられる *parentalité* 概念と、それに伴う制度の意義の分析をおこなったが、フランス法と関連する限度で、ベルギー法やヨーロッパ人権裁判所判例についても、検証をおこなった。

## 4. 研究成果

### (1) coparentalité と親権

*parentalité* 概念の分析によって得られた成果は、次のとおりである。まず、この概念は、多義的である。もとは精神分析学の分野において、大人が親になるまでの心理的成熟の過程を表す言葉として作り出されたものとされる。法学の分野では、2010年に社会福祉・家族法典に登場し、社会福祉分野での親の支援や親子のための措置と関連づけられた概念ともなった。民法典には直接この言葉を定めた条文はないものの、2002年3月4日の法律において、*coparentalité* という概念が法律制定過程で指針として用いられた。その意味で、民法典における既存の概念である、親権 (*autorité parentale*) との関係が問題となりうる。この点について、この概念が民法上の「親権の共同行使」とは区別する形で用いられることは、親権の目的である「子の利益」を前提とした父母間の平等よりも、男女間の平等を前面に出すものであるとの指摘がみられた。

### (2) *parentalité* 概念が親権に与えた影響

#### 親の職能

日本法と同様、フランス法においても、親権を第一次的に有するのは親である。そのうえで、親権との関係における *parentalité* 概念については、親が果たすべき役割を強調し、特に親権の職能を強調する点に特徴があるといえる。

このことは、一方では、親の子育て支援政策を充実させる論拠となり、さまざまな社会保障関連の法律、デクレ、アレテ、通達に結実したことが指摘されている。他方で、民法典に規定される親権との関係では、その職能の強調は、その職能を果たせない親に代わって第三者がその地位に就く余地を生み出し、あるいはその正当化に寄与する概念ともなった。親権の主体の相対化といえよう。また、このような親権の職能の強調は、親権の標準化 すなわち国・社会が望む「良い親」であるべきとする傾向 をもたらしている。かつて「親責任契約」を創設した2006年3月21日の法律第396号は、子の不登校と親の親権者としての能力を関連づけ、それを家族手

当の一部又は全部の取りやめと結び付けていた。この法律は批判を受けて 2013 年 1 月 31 日の法律第 108 号で廃止されたが、その批判の主たる内容は、親権の職能の標準化にあった。parentalité 概念が親権の標準化をもたらしうるとすれば、同様の批判が当たる。このような観点から、また概念の曖昧さを理由に、同概念の利用・多用に警鐘を鳴らす学説もみられた。

#### 事実的関係の保護

上記のとおり、parentalité 概念は、親が果たすべき役割を強調することによって、その役割を第三者が担う余地をも含意していた。その立法例のひとつには、親権の委譲制度 (délégation de l' autorité parentale) を挙げることができる (なお、親権の委譲制度については、拙稿「フランス法における親権の第三者への委譲 (1) ~ (3・完)」阪大法学 60 巻 1 号 185~208 頁、2 号 147~171 頁、3 号 183~208 頁 (いずれも 2010 年) を参照)。親権の委譲制度は本研究の対象外のため詳述は避けるが、この制度は、事実的な関係に一定の法的権限を与える手段となりうる。2013 年に同性婚が認められるに至るまでは、「同性による子育て」という文脈で、homoparentalité 概念も広く用いられた。

事実的関係の保護という観点からは、本研究が対象とした非婚の複合家族と関連する。非婚の複合家族は、民法上の婚姻に規律されない、事実に基づけられる関係という側面があるためである。こうした事実上の関係を検討するに当たっては、parentalité 概念により既知の法的概念にもたらされる影響を考慮することが肝要である。本研究はその一端を明らかにした点に意義がある。

#### (3) 非婚の複合家族における権利義務

parentalité 概念の分析により得られた知見は、非婚の複合家族における権利義務を考察するうえで有益である。上にみたように、parentalité 概念は、その当否はともかく、親権など民法上の既知の概念に影響を及ぼしうる。このことは、親権を両親が共同で有し、行使することと、両親が婚姻関係にあることとを切り離すことを coparentalité で説明したように、親の役割と両親の婚姻の有無との相関関係を考えるための手がかりとなるからである。この点を一層精緻に分析・検討し、研究成果の公表につなげる所存である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------